

事業主の皆様へ

お 願 い

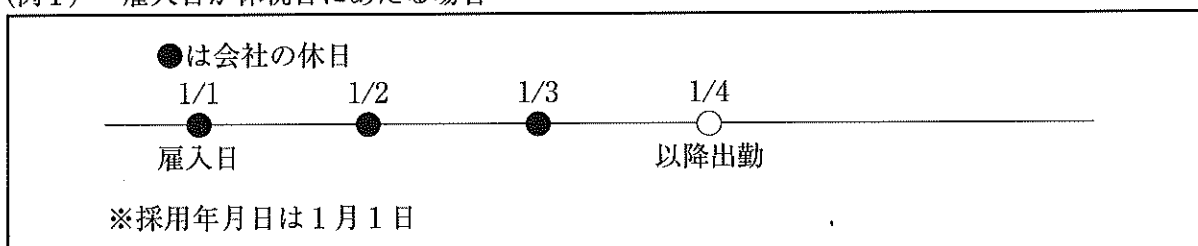
- 1 この「採用（内定）証明書」は、雇用保険の基本手当の受給手続きをされている方が就職された場合に、ハローワーク又は運輸（支）局に提出していただくものです。
- 2 この証明書は、雇用契約書となるものではなく、採用予定の年月日または採用年月日を証明していただくことにより、本人に対して、いつまで雇用保険の基本手当の支給を行うかなどについて確認するためのものです。

以上の点につきまして、ご理解いただきますようお願いいたします。

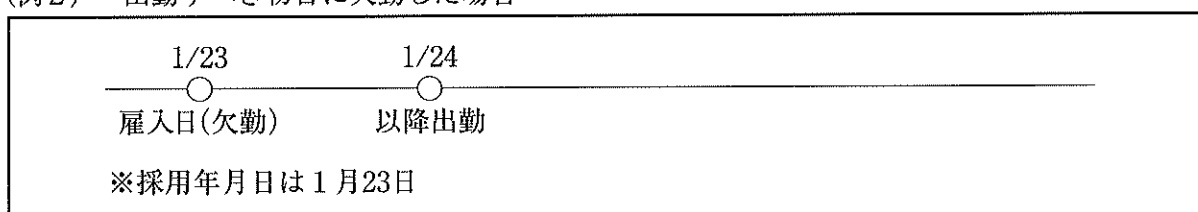
④欄「採用年月日」についての注意事項

雇用関係に入った最初の日（雇用契約に基づき、労働を提供すべきこととされている最初の日）を記載してください。

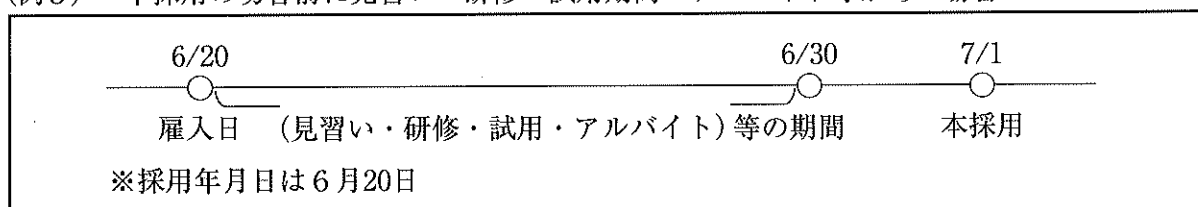
(例1) 雇入日が休祝日にあたる場合



(例2) 出勤すべき初日に欠勤した場合



(例3) 本採用の切替前に見習い・研修・試用期間・アルバイト等がある場合



記載にあたっては、必ず出勤簿・賃金台帳等関係帳簿に基づいて正確に記載してください。